

新入学手続に関するよくある質問

1 入学前の転居

1	【市外→市内】広島市外から転入予定ですが、新 1 年生のこどもがいます。必要な手続を教えてください。
	・転居予定住所が決まり次第、転居先の学区の学校に直接御連絡いただき、入学に関する案内を受けてください。 ・就学時健康診断については現在お住まいの自治体で受診していただいて差し支えありませんが、受診時に広島市へ転出予定であることを伝えてください。 ・4 月 1 日（土曜日又は日曜日の場合は翌月曜日）に入学通知書に記載された学校で入学受付を行います。入学通知書を持参の上、学校へお越しください。
	(1) 12 月 31 日までに転入する場合
	・1 月末に入学通知書を学事課から送付します。 ・入学については学校から案内がありますが、御不明な点があれば入学予定の学校に直接お問い合わせください。
	(2) 1 月 1 日以降に転入する場合 ① 3 月 15 日までに区役所市民課又は出張所で広島市に転入の届出をされた方は、届出から概ね半月後に入学通知書を学事課から御自宅に郵送します。 ② 3 月 16 日以降に転入の届出をされる方は、区役所市民課又は出張所で転入手続時にその場で入学通知書をお渡しします。
2	【市内→市内】広島市内で転居する予定です。入学に関して何かすることはありますか。
	・転居先住所が決まり次第、転居先の学区の学校に直接御連絡いただき、入学に関する案内を受けてください。 ・就学時健康診断の会場として記載されていた学校にも御連絡いただき、入学しないことをお伝えください。 ・4 月 1 日（土曜日又は日曜日の場合は翌月曜日）に入学通知書に記載された学校で入学受付を行います。入学通知書を持参の上、学校へお越しください。
	(1) 12 月 31 日までに転居する場合
	・1 月末に入学通知書を学事課から送付します。 ・入学については学校から案内がありますが、御不明な点があれば入学予定の学校に直接お問い合わせください。
	(2) 1 月 1 日以降に転居する場合 ① 3 月 15 日までに区役所市民課又は出張所で広島市に転入の届出をされた方は、届出から概ね半月後に入学通知書を学事課から御自宅に郵送します。 ② 3 月 16 日以降に転入の届出をされる方は、区役所市民課又は出張所で転入手続時にその場で入学通知書をお渡しします。 ・古い記載内容の入学通知書は破棄してください。
3	【市内→市内】就学時健康診断の案内が届いてから転居しました。現在の住所の学校に入学するにはどうしたらいいですか。
	・入学先の学校は、1 月末に発送する入学通知書でお知らせします。 ・入学通知書は、12 月 31 日時点の住所に基づいて作成する予定です。 ・入学に関するお問合せは、各学校に直接お願いします。

4	【市内→市外】広島市外へ引っ越すことが決まっています。入学に関する手続きについて教えてください。
	・現在お住まいの学区の学校に、転居するため入学しないことをお伝えください。 ・就学時健康診断を広島市で受診する場合は、受診時に市外へ転居予定であることを伝えてください（広島市での受診結果を転出先に送るため。）。 ・転居先での入学に関することは、転居先の自治体の教育委員会にお問い合わせください。

2 入学通知書について

1	入学通知書はいつ頃届きますか
	・1月末に発送予定のため、1月末～2月上旬に御自宅に届く見込みです。 ・入学通知書は、12月31日時点の住所に基づいて作成する予定です。 ・2月中旬までに届いていない場合は学事課までお問い合わせください。
2	入学通知書が届いた後に市内で転居する予定ですがどうしたら良いですか。
	・1月末の入学通知書の発送後、入学通知書に記載されている内容に変更があった方は、学事課で新しい入学通知書を作成して送付します（住民情報はこちらで把握できるため、学事課への連絡は不要です。）。発送の目安は届出から概ね半月程度です。 ・古い記載内容の入学通知書は破棄してください。
3	1月1日以降に市外から広島市へ転居する予定です。入学通知書はどのように受け取ればよいですか。
	・学事課で月に2回（1日頃と16日頃）、住民情報を確認の上、入学通知書を作成し、御自宅にお送りします。発送の目安は区役所市民課又は出張所での転入の届出から概ね半月程度です。 ・入学等については入学する予定の学校へ直接お問い合わせください。
4	入学通知書を受け取りましたが、市外へ転居します。どのような手続が必要ですか。
	・入学通知書に記載された学校に連絡し、転居するため入学しないことを伝えてください。 ・受け取った入学通知書は破棄してください。学事課への連絡は不要です。
5	入学通知書をなくしてしまったのですが…
	・再発行しますので、学事課に御連絡ください。 ・再発行は月に2回（1日頃と16日頃）行い、御自宅に郵送します。 ・国県私立学校に入学予定の方は、再発行は不要です。「4 国立・県立・私立学校への入学」を御確認いただき、手続をお願いします。

(次頁へ続く)

3 入学する学校の変更

1	転居の予定はありませんが、入学する学校を変更したいです。どのような理由であれば学校を変更できますか。
	・お住まいの学区の学校への入学が原則ですが、「指定学校変更許可基準」に該当する場合は学校の変更を認めています。 ・詳しくは、広島市教育委員会ホームページ「指定学校変更許可基準」を確認してください。
2	指定学校変更許可基準に当てはまる場合、いつ頃どこで手続きをすれば良いですか。
	・手続きには「入学通知書」が必要です。入学通知書は 1 月末に送付します。 ・申請の理由によっては許可までに時間がかかるものもあるため、可能な限り 2 月末までのなるべく早いうちに御申請くださいますよう御協力をお願いいたします。 ・理由により申請できる場所が変わるため、詳しくは広島市教育委員会ホームページ「指定学校変更許可基準」を御確認ください。

4 国立・県立・私立学校への入学

国立・県立・私立学校に合格し、通学することになりました。何か必要な手続きがあれば教えてください。
以下のものをお近くの区役所市民課、出張所、学事課又は通学中の市立小学校に御提出ください。 (1) 入学通知書※¹ (2) 入学予定の学校から就学を承諾されていることが確認できる書類※² (区域外就学届・入学承諾書など学校により名称が異なります。) (3) 中学校選択制の辞退届※³ ※1 紛失した場合、再発行は不要です。上記(2)及び(3)のみ御提出ください。 ※2 (2)の書類の入手方法及び時期については、入学予定の学校にお問い合わせください。 ※3 新中学校 1 年生で中学校選択制を申請している方のみ。通学中の小学校に提出してください。 ※4 広島市立広島中等教育学校に入学される場合は、上記(1)及び(2)の提出は不要です。

5 広島市に住民登録したまま海外へ出国する（又は海外に住んでいる）

4 月に入学する予定のこどもを連れて海外に行くことが決まりました。入学に関して何か必要な手続きがあれば教えてください。
・「国外居住（予定）届」又は「国外居住届」のいずれかを提出してください。 ・押印が必要ないため、E メール等で御提出いただくことができます。 ・保護者の方の依頼を受けて、代理人が記入し、御提出いただくことも可能です。

6 外国籍のこどもを就学させたい

日本国籍を持たないこどもを市立学校に通学させるのに、何か手続きは必要ですか。
・就学申請書の提出が必要です。 ・就学申請書は区役所市民課、出張所又は学事課で提出できます。

7 インターナショナルスクールに通わせたい

こどもをインターナショナルスクールに入学させる予定です。届出は必要ですか。

- 届出は不要ですが、日本国籍（二重国籍を含む）の児童の場合、お住まいの学区の学校への入学手続きが必要です（インターナショナルスクールへの通学では就学の義務を満たすことにならないため。）。
- 入学手続きの際、インターナショナルスクールへの通学についてお住まいの学区の学校に御相談ください。
- 二重国籍の児童で将来的に外国籍を取得する予定の児童については、就学義務の免除を申請することができます。詳しくは学事課にお問い合わせください。
- 外国籍の児童については、就学の義務がないため手続きや届出は不要です。

8 特別支援学級又は特別支援学校に入学したい

こどもを特別支援学級に入級させるか悩んでいます。どこに相談したら良いですか。

- 特別支援学級や特別支援学校へ行くためには「就学相談」が必要です。
- 就学相談を受けるには「青少年総合相談センター（082-504-2197）」に連絡してください。
- 市外から転入する予定のある方は、就学相談において、転入予定であることを伝えてください。

9 事情があり住所を動かせない方

事情があり住所を異動することができませんが、現在住んでいるところの学校にこどもを通わせたいと思っています。どうしたらよいですか。

- DV 避難等、事情によっては現在お住まいになっている居住地の学区の学校に入学することができます。
- 詳しくは学事課に御相談ください。

【お問合せ先】

広島市教育委員会学事課（就学事務担当）

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

TEL (082) 504-2975 FAX (082) 504-2328

E メール gakujika@city.hiroshima.lg.jp